

分解済量水器の売却 仕様書

大阪広域水道企業団 八尾水道センター

1 物品名

分解済量水器

2 対象物品

別紙「分解済量水器数量内訳表」のとおり

3 保管場所

八尾水道センター施設内

4 支払方法等

落札者は、八尾水道センターが発行する納入通知書により、払込期限までに代金を所定の金融機関に一括して払い込むこと。また、代金支払後、領収書の原本を八尾水道センターへ提示した以降、後記の引取期限までに金属を引き取ること。

5 引取期限

令和8年3月19日（木）午後4時（搬出時間は午前10時から午後4時までとし、原則として土曜日、日曜日、祝日の搬出は不可とする。）

6 搬出条件

分解済量水器の搬出作業を実施するに当たっては、以下の条件を遵守しなければならない。

- (1) 落札者は、金属の積込み・運搬において、当センター職員立会いの下で行うこと。また、積み込む際には、必ず当センター職員の指示に従い、安全に十分注意した上で作業すること。
- (2) 作業時間は、原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までとし、事前に作業時間を当センター職員に連絡し、承諾を得ること。（大阪広域水道企業団の休日に関する条例第2条に規定する休日は不可とする。）
- (3) 物品は保管場所での現状有姿による引渡しとし、運搬用車両及び積み込み用機材等は、落札者にて準備し、運搬費用についてもすべて落札者の負担とする。
- (4) 引き渡し物に残る量水器等の残存物についても、すべて引き取ることとし、返却は認めない。

7 注意事項等

- (1) 契約後の異議及び不服申し立ては、一切認めない。
- (2) 事前に現物を確認希望の場合は、下記担当まで連絡し調整すること。ただし、受付は、令和8年2月10日（火）までとする。
- (3) 保管場所の前面道路は重量規制があるため、搬出の際は注意すること。

担当：総務課 契約管理担当 重水・金井

電話：072-923-6300